

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会国家資格等取得支援金交付要綱

平成 28 年 5 月 23 日制 定
平成 31 年 1 月 11 日一部改正
令和 2 年 6 月 1 日一部改正

第 1 条 この要綱は、鈴木京子さんまごころ事業の一環として、大船渡市内に本部がある社会福祉法人等に勤務する者が、職務に必要な又は自身のスキルアップを目指し、新たに国家資格等を取得した場合に予算の範囲内で支援金を交付するもので、キャリアアップ及び福祉、介護人材の確保、定着を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 2 条 支援金の交付対象となる者は、大船渡市内に本部がある社会福祉法人等に勤務している者で、過去においてこの要綱に基づいて支援金の交付を受けたことがなく、かつ、次の各項のいずれにも該当する者とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの国家資格等を、平成 29 年以降に取得した者。

- (1) 社会福祉士
- (2) 介護福祉士
- (3) 介護支援専門員
- (4) 作業療法士
- (5) 理学療法士
- (6) 保健師
- (7) 精神保健福祉士
- (8) 保育士
- (9) 看護師
- (10) 准看護師
- (11) 義肢装具士
- (12) 言語聴覚士
- (13) 公認心理師
- (14) その他会長が必要と認めた資格等

3 資格取得後、同社会福祉法人等で 1 年以上勤務している者。

4 大船渡市に住所を有する者、又は大船渡市内にある同社会福祉法人等施設に勤務していたことがある者。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、2 万円とする。

(交付の申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げるものを社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 国家資格等取得支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 国家資格等取得支援金雇用証明書（様式第2号）
- (3) 国家資格等取得を証明する書類（登録証等の写し）

（交付の決定）

第5条 会長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、文書により申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 前条の規定による支援金の決定通知を受けた者が支援金の交付を請求しようとするときは、次の各号に掲げるものを会長に提出しなければならない。

- (1) 国家資格等取得支援金交付請求書（様式第3号）
- (2) 振込口座の通帳等の写し

（支援金の返還）

第7条 申請者は、偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けた場合は、会長の命ずるところにより、支援金を返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年5月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。